

社会人ビジネス基礎力認定講座サポート約款

第1条（約款の適用）

1 この社会人ビジネス基礎力認定講座サポート約款（以下「本約款」といいます。）は、一般社団法人日本社会人育成協会（以下「当協会」といいます。）が提供する社会人ビジネス基礎力認定講座サポートサービスを利用する権利（以下「本サービス」といいます。）の内容を定めるものです。

2 当協会から本サービスを購入したユーザー（以下「ユーザー」といいます。）は、本約款の全ての内容に同意した上で、本サービスの利用申込を行うものとします。

3 当協会管理に係る本サービスに関するウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）上で、本サービスに関するその他の規程（以下「その他の規程」といいます。）が存在する場合に、その他の規程は、本約款の一部を構成するものとします。本約款とその他の規程の内容が異なる場合は、本約款が優先して適用されます。

第2条（本サービスの範囲）

1 当協会が提供する本サービスの範囲は、以下の各号のとおりです。

（1）社会人ビジネス基礎力認定講座の内容及び受講方法に関して、次条に定める対応窓口を通じて、ユーザーから、メール又は FAX を通じて問い合わせが行われた場合に、同条に定める対応時間内において、遅滞なく回答

（2）ユーザーが社会人ビジネス基礎力認定講座のテキストを紛失、損傷した場合に、提供可能な代品を提供

（3）当協会所定の方法による、社会人ビジネス基礎力認定講座に関する情報の提供

2 以下の各号の作業は、本サービスの対象外とします。なお、当該作業の実施をユーザーが希望する場合、その受託の可否及び費用は、当協会と協議の上定めるものとします。

（1）ユーザー指定の場所への出張作業

（2）社会人ビジネス基礎力認定講座の受講に関するユーザーの要員の教育

（3）社会人ビジネス基礎力認定講座の瑕疵の修補

（4）社会人ビジネス基礎力認定講座の講義映像を視聴するためにユーザーにおいて必要なソフトウェア、ハードウェア若しくはネットワーク等の環境（以下「稼働環境」といいます。）の整備

（5）稼働環境の変更への対応

（6）ユーザー又は第三者が稼働環境の改変・修理・追加・目的外使用・移管・連結をしたことに起因する障害等への対応

（7）ユーザー又は第三者の責めに帰すべき事由に起因する障害等への対応

3 当協会は、次の各号に定める事由が生じた場合、何らの責任を負うことなく、当協会が必要と判断する期間、本サービスの提供を制限、中断又は終了する措置を講じることが

できます。その場合でも、ユーザーは、当該措置を講じられている期間のサービス料金の支払義務を免れません。

- (1) 稼働環境に起因する障害等が生じた場合
- (2) ユーザー又は第三者が稼働環境の改変・修理・追加・移管・連結をしたことに起因する障害等が生じた場合
- (3) ユーザー又は第三者の責めに帰すべき事由に起因する障害等が生じた場合
- (4) ユーザーが、サービス料金の全部又は一部を未払いの場合
- (5) ユーザーが、当協会が本サービスを円滑に提供するために必要な協力を遅延し又は実施しない場合若しくは不完全な実施であった場合
- (6) ユーザーが本約款のいずれかの条項に違反した場合
- (7) その他、当協会の責めに帰すべき事由によらずに本サービスの全部又は一部を中断又は制限する必要がある場合

第3条（対応時間・対応窓口・出張）

1 本サービスの対応時間は、以下のとおりとします。

(1) 土、日、祝祭日及び当協会が指定する休日を除く、平日の午前10時から午後5時まで

(2) 前項の時間帯以外での対応をユーザーが希望する場合、その受託の可否及び費用は、別途協議

2 本サービスの対応窓口は、以下のとおりとします。

(1) 名称：日本社会人育成協会カスタマーサービス

Email : support@jwpta.or.jp

FAX : 03-5577-6601

(2) 前項の対応窓口以外での連絡をユーザーが行った場合、当協会はそれに対応できません。

第4条（再委託）

1 当協会は、当協会の責任において、本サービスの一部を第三者に再委託できます。

2 当協会は、再委託先に対して、本約款に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、ユーザーの責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとし、

第5条（権利帰属）

1 本サービスに関する、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、全て当協会に帰属します。

2 本約款に定める本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当協会の知的財産権等に関し、いかなる権利も許諾するものではありません。ユーザーは、本サービスが予定している利用態様を超えて、本サービスを利用することはできません。

第6条（秘密保持）

1 本条において「開示者」とは、本契約の当事者のうち、秘密情報を開示した者をいい、「受領者」とは、秘密情報を受領した者をいい、「秘密情報」とは、開示者の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報の内、情報が提供される媒体（書面、光ディスク、USBメモリ及びCD等を含みますが、これらに限りません。以下同じ。）又は情報を含む電磁的データ（電子メール、電子ファイルの送信又はアップロード等により開示される場合の電子メール及び電子ファイルを含みますが、これらに限りません。以下同じ。）に秘密である旨が明示されている情報をいいます。また、情報が口頭若しくは視覚的方法により開示される場合は、開示時点で秘密である旨が口頭又は視覚的方法により明示され、かつ当該開示の日から10日以内に、秘密であることが書面又は電子的手段で通知された情報をいいます。但し、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報には該当しません。

- (1) 開示された時点で公知である情報
- (2) 開示された後に受領者の責めに帰すべき事由なく公知となった情報
- (3) 開示される以前に受領者が正当に保持していた情報
- (4) 秘密情報を使用することなく受領者が独自に取得した情報
- (5) 受領者が権利を有する第三者から適法に取得した情報
- (6) 開示者から秘密保持の必要な旨書面で確認された情報

2 受領者は、自らが保有し同程度の重要性を有する情報を保護するのと同程度の注意義務をもって、受領した秘密情報の取扱い及び保管を行います。

3 受領者は、本契約以外の目的で秘密情報を使用してはならないものとします。

4 受領者は、本契約のために客観的かつ合理的に必要な範囲に限り、秘密情報の複写、複製等を行うことができます。

5 受領者は、秘密情報を流出させてはならず、また、開示者の事前の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号に定める者に限り開示することができます。

(1) 本契約のために必要最小限の自己の役員及び従業員（ただし、本サービスのために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限ります。）

(2) 弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家

(3) 開示者が事前に書面により承諾した第三者（ただし、当該第三者が本約款における受領者の義務と同等の義務を課すことを条件とします。）

6 受領者に対する秘密情報の開示は、本約款に定める場合を除き、開示者による当該秘

密情報に関します権利の譲渡又は実施の許諾とはみなされません。

7 受領者は、開示者から要求があった場合又は本約款が終了した場合には、開示者の指示に従い、開示者から受領した全ての秘密情報を、遅滞なく開示者に返還又は破棄します。

8 受領者は、万一開示を受けた秘密情報が流出した場合には、直ちに開示者にその詳細を報告し、流出の拡大を防止するために客観的に合理的な措置をとるものとします。当該措置に要する費用は、受領者の負担とします。

9 受領者は、司法機関又は行政機関等から秘密情報の開示を求められたときは、速やかに、その事実を開示者に通知し、開示者から要請がある場合には、その開示範囲を狭めるための努力を尽くした後、秘密情報を開示することができます。開示者が法的救済を求めるときは、合理的範囲内で開示者に協力します。

10 本条の規定は、本契約終了後1年間存続します。

第7条（紛争処理及び損害賠償）

1 ユーザーは、本サービスに関連して当協会に損害を与えた場合、当協会に対し、その損害を賠償するものとします。

2 当協会は、本サービスの提供に際して、自己の故意又は重過失によりユーザーに損害を与えた場合についてのみ、これを賠償するものとします。その場合に、賠償すべき損害の範囲は、ユーザーに現実に発生した通常の損害に限る（逸失利益を含む特別の損害は含まない。）ものとし、賠償すべき損害の額は、当該ユーザーに係るサービス料金の直近1年間分の金額を限度とします。

第8条（権利義務の譲渡）

1 当協会は、ユーザーに対する債権を第三者に譲渡できるものとし、ユーザーは、そのためにユーザーの個人情報等が当該第三者に提供されることを承諾するものとします。

2 ユーザーは、当協会の事前の書面による承諾なく、本サービスに係る権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないこととします。

第9条（完全合意）

本約款は、本サービスに関連する当協会及びユーザー間の完全なる合意を構成し、本サービスに関する当協会及びユーザー間の事前の合意、表明及び了解に優先します。

第10条（分離可能性）

本約款の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本約款のその他の規定は有効に存続します。

第11条（約款の変更）

1 当協会は、その理由を問わず、本約款をいつでも任意に変更することができるものとし、ユーザーはこれに同意します。

2 当協会が別途定める場合を除き、本約款の変更は、本サイトに掲載する方法によってユーザーへ通知します。本約款の変更は、当該通知の時点より効力を生じるものとします。

第12条（契約期間）

1 本サービスの契約の開始は、社会人ビジネス基礎力認定講座の購入日とし、契約期間は契約開始日の翌月1日より1年間とする。

2 本サービスは、契約終了日の1ヶ月前までに、書面にて契約終了を通知しない限り、契約は同一条件で1年間更新され、以降も同様とする。

3 本サービスの契約終了後、再度本サービスを申し込む場合には、契約開始日は契約終了日の翌日に遡り、そこから1年間とする

第13条（準拠法）

本サービスの準拠法は、日本法とします。

第14条（合意管轄）

本サービスに関して紛争が生じた場合、当協会の本店所在地の管轄裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（協議解決）

本約款の解釈に疑義が生じた場合、または本約款の定めのない事項については、当協会及びユーザーは、誠意をもって協議し解決します。

平成28年9月 制定